

「共生社会の理念に賛同する企業・団体」シンボルデザインの愛称応募要領

1 目的

東京都は、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会の実現に向け、障害及び障害者理解への取組等を行う企業・団体を募集し、「共生社会の理念に賛同する企業・団体」として登録・公表する事業を実施しています

この度、登録企業・団体が賛意を表す「共生社会の理念に賛同する企業・団体」シンボルデザインの愛称を以下のとおり募集しますので、奮って御応募ください。

2 募集概要

(1) 募集内容

共生社会の理念に賛同する企業・団体シンボルデザインの愛称

※シンボルデザインの図及び制作者の意図は別紙のとおり。

※「4 シンボルデザインの愛称の条件」等を御確認ください。

(2) 応募資格

都内に在住・在勤・在学の方

(3) 応募時の注意事項

ア 未成年（18 歳未満）の方は、制作者の意思により親権者が応募してください。

イ 被後見人等の理由により、制作者本人が応募できない場合は、法令に基づく代理権を有する者に応募を委任してください。

ウ 親権者、法令に基づく代理権を有する者が応募した場合は、その方の氏名及び連絡先を記載してください。

(4) 募集期間

令和 8 年 7 月 16 日（木曜日）から令和 8 年 8 月 2 日（日曜日）まで

(5) 応募点数

1 人につき 1 件までとします。2 件以上の応募をした場合、最初に応募した 1 件のみを有効とし、それ以降に応募した愛称は無効とします。

3 応募方法

下記のフォームより御応募ください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/1679604>

4 シンボルデザインの愛称の条件

- (1) 別紙に記載のシンボルデザインの図及び制作者の意図に基づいた愛称としてください。
- (2) 個々のキャラクターではなく、シンボルデザイン全体を総称する愛称にしてください。
- (3) 広く一般に使用されることを想定し、親しみやすい愛称としてください。

- (4) 使用する言語は日本語を基本としますが、英語やその他の言語も応募可能です。
- (5) 独自に考案した、国内外において未発表の愛称で、第三者が有する著作権等の権利を侵害しないものに限りします。他の公募等との重複応募は認められません。また、生成的人工知能（生成A I）は、使用しないでください。
- (6) 公序良俗に反する表現を含めないでください。

5 選考方法

外部有識者等で構成される審査委員会による選定の上、インターネットによる都民投票にて決定する予定です。都民投票の候補となった愛称の応募者には、事前に御連絡します。

6 結果発表

都民投票の結果は、令和8年9月中旬（予定）に都ホームページ等で発表します。

7 応募に関する注意事項

- (1) 応募に係る費用等は、応募者の負担とします。
- (2) 応募した愛称は提出後に修正することはできません。
- (3) 選考過程や選考結果及び選考理由に関する問合せには応じられませんので、あらかじめ御了承ください。
- (4) 選考結果を発表するまで、提出した愛称案を他者に公表しないでください。
- (5) 都民投票の候補となった愛称は、候補者と協議、同意の上、一部変更・修正させていただく場合がございます。
- (6) 発表の際には、応募時に記載いただいた「公表時の氏名」を、採用者の同意を得た上で公表することがあります。
- (7) 同一応募があった愛称が都民投票の対象となった場合または採用された場合、抽選等にて採用者を決定するものとします。

8 著作権等の権利に関する事項

- (1) 採用された愛称の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は東京都に移転されるものとします。また、都民投票の候補となった愛称についても、本応募要領に規定する範囲内での改変及び公表等の権利は東京都に移転されるものとします。
- (2) 採用された愛称及び都民投票の候補となった愛称に係る著作者人格権についても、これを行使しないものとします。

9 免責、損害賠償

応募された愛称について、第三者から、権利侵害等の損害賠償を請求された場合は、著作者自らの責任と費用をもってこれを解決するものとします。

10 その他注意事項

- (1) 応募にあたっては、本応募要領全ての項目への同意が必要となります。同意が得られない場合は都民投票の候補または採用愛称として選定しない場合がございます。
- (2) 応募があった時点で、本要領に同意したものとみなします。
- (3) 応募内容に虚偽の記載があった場合や、提出期限を過ぎた場合は都民投票の候補または採用の対象とはなりません。選考中に連絡が取れない場合についても、同様とします。
- (4) 法令の規定に反する場合や、誹謗中傷を含むもの及び既発表のものと同一または酷似している場合、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、その他本応募要領に反する場合は、都民投票の候補または採用の対象とはなりません。また、採用後であっても、これらの条件に反していることが判明した場合は、採用は無効となります。内容によっては、損害賠償請求等を行うことがあります。
- (5) 親権者や法令に基づく代理権を有する者の連絡先が記載されている場合は、著作権に係る各種手続きはその方と行います。

11 個人情報に関する事項

応募に係る個人情報は厳重に管理し、応募内容の確認、選考、選考結果通知、採用愛称及び候補愛称の発表のために使用し、目的外での使用や、正当な理由なく第三者へ開示することはありません。

12 その他

本要領に取り決めのない事項については、東京都の判断により決定します。

13 問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 28 階

東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当

電 話：03-5320-4147

メー ル：S1140701@section.metro.tokyo.jp

別紙

「共生社会の理念に賛同する企業・団体」シンボルデザイン



制作者の意図

多様な人々が手を取り合い、共生社会という「新しい芽」を育む願いを表現して制作しました。色が異なる5つのキャラクターは、あらゆるルーツや障がい特性を持つ「カラフルな私たち」を表しています。キャラクターが円となって手をつなぎ、中央に「ハート」を、頂点に「双葉（新しい芽）」を配置することで、企業や団体が互いを尊重して、障害や医療的ケアがあっても共に生きる社会を、愛と連帯で未来へつなぐ決意と、すべての人に開かれた優しさという願いを込めました。